

役員選任規程

[役員を選任]

第1条 公益社団法人茨城県診療放射線技師会（以下「本会」という）役員を選任は、定款第22条に基づき役員選任規程により行う。

[選挙管理委員会の設置]

第2条 本会役員選挙を公正に行うため選挙管理委員会（以下「本委員会」という）を設置する。

[委員構成]

第3条 本委員会の委員構成は、組織運営規程に定める地区ごとに、県北、県央、県西、県南、鹿行から各1名の委員を委嘱し構成する。（勤務地と居住地が2区を跨る場合は勤務地とする）

- 2 委員の委嘱に当たっては理事会の承認を得る。
- 3 委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 委員の任期は、選任された年度の2月1日から2年間とする。ただし、諸事情により、前任者の任期途中で選任された委員の任期については、前任者の残期間とする。
- 5 役員、及び役員選挙の候補者は、選挙管理委員になれない。

[委員会の業務]

第4条 本委員会は次の業務を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 役員候補者届けの受理、資格審査、候補者氏名の告示
- (3) 投票、及び開票の管理と当選の確認
- (4) 総会における選挙結果の報告
- (5) その他選挙管理に必要な事項
- (6) 委員長は、上記(1)から(5)の業務を統括する。

[立候補者]

第5条 理事、及び監事に立候補する者は、別に定める役員立候補届出書（様式1）により選挙管理委員会に届け出る。

- 2 推薦の場合は、推薦による役員立候補届出書（様式3）により本委員会に届け出る。その際本人の同意を得る必要がある。

[選挙の告示と候補者の告示]

第6条 選挙の告示日は、総会開催日の3か月以上前とし、立候補並びに推薦候補の届出締切りは、総会開催日の50日前までとする。届出締切り後、総会資料に立候補者の氏名を告示する。

- 2 次の事項を告示する。
 - (1) 総会開催日（役員選出日）
 - (2) 総会開催場所
 - (3) 役員定数
 - (4) 立候補届出の締切日
 - (5) その他必要事項

[投票方法]

第7条 選挙は、総会において無記名投票にて行い、連記制とする。

[投票の手順]

第8条 投票は次の手順にて行う。

- (1) 理事候補者
- (2) 監事候補者

[当選者の確定]

第9条 当選者は、有効投票数の過半数以上を得た者の中から高得点順に決める。

- 2 得票が前項規定に達せず、定款に定める定数を満たさない場合は次点者と決戦投票を行う。
- 3 得票が同数の場合は、当事者同士での抽選とする。

[無効票]

第10条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの
- (2) 候補者以外の指名を記載したもの
- (3) 候補者氏名が特定できないもの

[無投票当選]

第11条 候補者が役員定数以内であった場合は、無投票にて当選者と定める。

[選挙権及び被選挙権]

第12条 選挙権、及び被選挙権は、前年度までの会費を完納した正会員に限る。

[規程の改廃]

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める、公益法人の設立の登記の日から施行する。

2014.7.9 改定

2016.1.29 改定